

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第80号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成24年9月2日（日） 16時30分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港北西方沖 八代港防波堤灯台から真方位322° 2,450m付近 （概位 北緯32° 32.4′ 東経130° 31.0′）
事故等調査の経過	平成24年9月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ^{エスシービー} SCB、1.2トン
船舶番号、船舶所有者等	293-15802熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、平成24年9月2日10時00分ごろ釣りの目的で八代市所在の西船だまりの定係地を出航し、熊本県天草市大浦沖で錨泊して釣りを行った後、八代港北西方沖を定係地に向けて帰航中、16時30分ごろ燃料（軽油）が欠乏して主機が停止した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機の燃料タンクの容量は、満杯で約180ℓであった。 船長は、本船を約50回使用し、出港前に確認した燃料残量が約40ℓであり、全速力で航行した場合、約4時間航行できることを知っており、予定どおり航行しても航行中に燃料が欠乏することはないと思っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、八代港北西方沖を定係地に向けて帰航中、主機の燃料が欠乏したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、八代港北西方沖を定係地に向けて帰航中、主機の燃料が欠乏したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出航前、速力、潮流、天候等の影響を考慮して必要な燃料油量を算出し、十分な燃料油を保有していることを確認すること。・ 主機は、燃料タンクをできるだけ満杯にして出港することが望まれる。・ 主機は、燃料の残量に対する運転可能時間を少なく見積もった上、同時間を厳守すること。
-----------	---